

【学生の皆さんへ】「緊急事態宣言」対象地域の全国拡大に伴う本学の対応について

新型コロナウイルスの感染者が全国的に急増している中、4月7日に出されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域が、同月16日に全都道府県に拡大されました。

本学でも、学生や教職員の生命と健康を守り、大学として地域の感染拡大防止という社会的責任を果たすため、次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

1. 本日から5月6日（水）までの間、大学構内への入構は原則禁止とし、図書館も利用できません。
2. 学部生、助産専攻科生は本日から5月22日（金）まで、大学院生は本日から5月6日（水）までの間、遠隔授業となります。

※通信環境などの事情により自宅で遠隔授業が受講できない場合は、大学内で受講できるよう対応しますので、担当教員か大学事務局に相談してください。

3. 奨学金申請や履修届提出、就職関係書類申込み等、各種書類の手続きで不安なことがあれば、大学事務局に相談してください。

令和2年4月20日

愛媛県立医療技術大学 学長 安川 正貴

※<https://www.pref.ehime.jp/h12200/ehimenettv/1ch/documents/020417ketugo.pdf> 【県民・事業者の皆様へ「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態措置等の内容について」（令和2年4月17日 愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課）】